

# 広島市産業廃棄物処理施設の構造に関する指針

制定	平成	5年	12月	1日
改正	平成	10年	3月	31日
改正	平成	10年	6月	17日
改正	平成	15年	11月	7日
改正	平成	21年	4月	1日
改正	平成	23年	3月	31日
改正	平成	28年	1月	26日

## 第1 趣旨

この指針は、広島市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第4条の規定により、産業廃棄物処理施設等の構造に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この指針において使用する用語は、指導要綱、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日付け環水企第301号・衛環第63号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「留意事項」という。）において使用する用語の例による。

## 第3 最終処分場

最終処分場の構造の基準は、基準省令に定める最終処分場の技術上の基準（留意事項に定める運用を含む。）によるほか、次のとおりとする。

### 第3の1 共通基準

#### 1 囲い等

- (1) 基準省令の規定による囲いに設ける出入口は、施錠可能な門扉その他の人がみだりに立ち入ることができないような構造物にすること。
- (2) 囲い等は、耐久性、防音性及び防火性を備えたものにするとともに、美観に配慮すること。

#### 2 管理施設

搬入する産業廃棄物の管理、施設の維持管理等を行うため、事業場内その他の適切な場所に、必要な設備等を備えた施設を設けること。

#### 3 排水処理設備

最終処分場内の排水を河川等に放流する場合で、生活環境の保全上必要と認められるときは、当該排水を処理するための処理設備等を次により設けること。

- (1) 処理する排水の水量及び水質の変動に対応できるものとする。
- (2) 高度処理方式の導入や設備の増設が予定される場合は、それらの設備の設置場所を確保しておくこと。
- (3) 処理設備から放流先の河川等までの流路を、放流に支障のない構造とすること。
- (4) 放流水の水質を次の基準に適合させることができるものであること。

ア 放流先が公共用水域であるときは、基準省令別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる排水基準及び法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に放流水の水質について達成することとした数値が定められている場合における当該数値（イにおいて「計画数値」という。）

イ 放流先が公共下水道であるときは、下水道法（昭和33年法律第79号）及び広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）に定める排除基準並びに計画数値

#### 4 雨水等の排除設備

基準省令第2条第1項第2号及び第4号の規定によりその例によることとされた第1条第1項第6号に規定する開渠その他の設備並びに基準省令第2条第1項第3号ロに規定する雨水等の排水設備の構造は、「広島市開発技術基準」に準拠するものであること。

#### 5 洗車設備

周辺の生活環境の保全上必要と認められるときは、運搬車両に付着した泥等を洗い落とすことができる設備を設けること。

#### 6 防災調整池

最終処分場内外の排水を安全に流下させるために、必要に応じて、次により防災調整池を設けること。

(1) 下流河川の管理者等と協議の上で、その設置の要否を決定すること。

(2) 構造等は、「広島市開発技術基準」に準拠することとし、その設計計算書、構造図、工事工程表、維持管理計画書等を作成して、法第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画の一部として、同項の規定による申請書に添付すること。

#### 7 地下水の水質監視用井戸

地下水の水質を監視するため、埋立地周辺の2以上の場所に、次により地下水を採取することができる井戸を設置すること。ただし、既存の井戸その他の設備により2以上の場所から地下水を採取できるとき、又は地下水集排水設備が設けられている管理型最終処分場であって、当該地下水集排水設備から排出された地下水を採取できるときは、これに代えることができる。

(1) 設置する位置は、地下水の流向が把握できる場合には、最終処分場の上流側及び下流側にそれぞれ1か所以上とし、流向が把握できない場合には、埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁部の地下水の水質への影響の有無を判断できる2以上の場所とすること。

(2) 深さは、埋立地の廃棄物層と接する滞水層又は直下の滞水層までとすること。

(3) 管径は100ミリメートル以上とし、滞水層部にストレーナーを設けるものとする。

#### 8 基準点

埋立地の築造、廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が判別できるよう、埋立地の周辺の沈下等変位のない場所に、基準点を2か所以上設けること。

#### 9 区域杭等

埋立地の周囲のすべての変化点に、埋立地の区域を明らかにすることができる区域杭等を設けること。ただし、「第3の1」の1の規定による囲い等が設けられているとき又は「第3の1」の4の規定による雨水等の排除設備が同位置に設けられているときは、この限りでない。

#### 10 緩衝帯等

施設の敷地境界に緑化による緩衝帯を設けるなど、周辺環境との調和に努めること。

### 第3の2 安定型最終処分場に係る個別基準

#### 1 擁壁等

基準省令第2条第1項第3号の規定によりその例によることとされた第1条第1項第4号に規定する擁壁、えん堤その他の設備は、次のとおりとすること。

- (1) 擁壁の構造は、「広島市開発技術基準」に準拠するものであること。
- (2) 埋め立てる産業廃棄物の種類並びに地表水、地下水及び土壌の性状に応じ、「コンクリート標準示方書」（社団法人土木学会編）及び「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（社団法人日本港湾協会編）等に定める基準に準拠した有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
- (3) 擁壁等の安定を保持するため、埋立地の内部の雨水等を排出することができる排水管、蛇籠等が設けられていること。

#### 2 浸透水採取設備

基準省令第2条第1項第3号ハに規定する採取設備は、埋立地の内部の浸透水を有効に集水及び排水できる堅固で耐久力を有する構造であること。

### 第3の3 管理型最終処分場に係る個別基準

#### 1 擁壁等

「第3の2」の1の規定の例による。

#### 2 保有水等集排水設備

基準省令第2条第1項第4号の規定によりその例によることとされた第1条第1項第5号ニに規定する保有水等集排水設備は、次のとおりとすること。

- (1) 管渠等の配置は別図4を基本とし、埋立地の構造に応じて組み合わせること。
- (2) 管渠等の設置位置は埋立地の底面及び法面を基本とし、必要に応じて埋め立てた産業廃棄物の中間層への設置や堅型集排水管の設置を行うこと。
- (3) 管渠等は有孔管又は蛇籠とすること。ただし、擁壁等の上流1メートルの地点から下流は無孔管とする。
- (4) 管径は以下の合理式により算出された浸出水量を勘案して決定すること。

$$Q = 1 / 1,000 \cdot C \cdot I \cdot A \quad (\text{合理式})$$

Q：浸出水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

C：浸出係数（埋め立てる廃棄物の性状及び覆土の土質を勘案して、適切な数値を採用する。）

I：20年以上の降水データに基づく年平均降雨量又は最大月間降雨量の日換算値（ $\text{mm}/\text{日}$ ）

A：埋立面積（ $\text{m}^2$ ）

#### 3 調整池

基準省令第2条第1項第4号の規定によりその例によることとされた第1条第1項第5号ホに規定する調整池は、次のとおりとすること。

- (1) 構造は、「広島市開発技術基準」に準拠すること。
- (2) 必要に応じ、貯留した保有水等を浸出液処理設備へ移送するための送水ポンプを備えること。
- (3) 容量及び(2)の送水ポンプの能力は、2(4)に示す合理式により算出された浸出水量を勘案して決定すること。

#### 4 通気装置

通気装置は、次のとおりとすること。

- (1) 法面の通気を行う場合は、原則として蛇籠と有孔管を組み合わせたものとし、蛇籠の径は概ね500ミリメートル程度とすること。
- (2) 堅型の通気装置の場合は、有孔管の回りを被覆材で巻いたものを埋立の進捗に応じて接続していく形式等を用いることとし、管径は概ね150ミリメートル以上とすること。
- (3) 設置する間隔は、埋立の深さが10から20メートル程度では50メートル程度とし、1ヘクタールあたり2本以上とすること。
- (4) 通気装置は、2の保有水等集排水設備の管渠等と兼用することができるものとし、兼用しない場合であってもその下端は保有水等集排水設備の管渠等に接続すること。

### 第3の4 遮断型最終処分場に係る個別基準

産業廃棄物の投入のための開口部の全体を覆うことができる上屋を設け、雨水等の埋立地への流入を防止する等、埋立地と公共の水域及び地下水とを遮断した構造とすること。

### 第3の5 水面埋立処分を行う最終処分場に係る適用除外

水面埋立処分を行う最終処分場については、「第3の1」の6及び7、「第3の2」の1(3)及び2並びに「第3の3」の3及び4の規定は適用しない。

## 第4 中間処理施設

中間処理施設の構造の基準は、法、政令及び省令に定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。）、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準その他の規定によるほか、次のとおりとする。

### 1 囲い等

- (1) 施設の立地、構造上、みだりに人が施設に立ち入るのを防止する必要があるときは、施設の周囲に囲いを設けるとともに、囲いに設ける出入口は、施錠可能な門扉その他の人がみだりに立ち入ることができないような構造物にすること。
- (2) 囲い等は、耐久性、防音性及び防火性を備えたものにするともに、美観に配慮すること。

### 2 立札等

- (1) 施設の出入口に、産業廃棄物の処理施設であることを表示する立札又は看板若しくは壁面埋込板を設けること。
- (2) 立札等の材質及び表示の方法は、別図1及び別図2の例によること。

### 3 管理施設

搬入及び搬出する産業廃棄物の管理、施設の維持管理等を行うため、事業場内その他の適切な場所に、必要な設備等を備えた施設を設けること。

### 4 排水処理設備

産業廃棄物の処理に伴う排水（生活環境の保全上必要と認められるときは、施設を設置している敷地内の雨水を含む。）があるときは、当該排水を処理するための処理設備等を次により設けること。

- (1) 処理する排水の水量及び水質の変動に対応できるものとする。
- (2) 高度処理方式の導入や設備の増設が予定される場合は、それらの設備の設置場所を確保しておくこと。

(3) 処理設備から放流先の河川等までの流路を、放流に支障のない構造とすること。

(4) 放流水の水質を次の基準に適合させることができるものであること。

ア 放流先が公共用水域であるときは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第一の上欄に掲げる種類ごとに同表の下欄に掲げる許容限度及び法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に放流水の水質について達成することとした数値が定められている場合における当該数値（イにおいて「計画数値」という。）

イ 放流先が公共下水道であるときは、下水道法及び広島市下水道条例に定める排除基準並びに計画数値

## 5 消火設備

可燃性の産業廃棄物を取り扱う場合は、消火器、貯水槽、散水器その他の消火設備を設けること。

## 6 洗車設備

周辺的生活環境の保全上必要と認められるときは、運搬車両に付着した泥等を洗い落とすことができる設備を設けること。

## 7 構造耐力

自重、積載重量その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

## 8 腐食の防止措置

処理する産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による施設の腐食を防止するために、有効な腐食防止措置を講ずること。

## 9 飛散、流出及び地下浸透の防止措置

産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透の防止のため、液状又は泥状の産業廃棄物若しくは有害物質等を含む産業廃棄物を取り扱う施設にあっては、施設及び施設が設置される床又は地盤面を、不透水性で、かつ、廃油、廃酸、廃アルカリ及び有害物質等が浸透しない材料で築造し、又は被覆するとともに、事故時における廃棄物の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を設けること。

## 10 受入設備等

産業廃棄物の受入設備、保管設備及び処理した産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものとする。

### 11 粉じんの防止措置

産業廃棄物の処理により粉じんの発生するおそれのある場合には、粉じんの周辺への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等を設けること。

### 12 排ガス処理設備等

産業廃棄物の処理に伴い排ガスが発生する場合は、当該排ガスを処理するための処理設備等を次により設けること。

(1) 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガスにより、周辺的生活環境を損なうことのないよう、法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他の関係法令に定める排ガスの排出基準等及び法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物の維持管理に関する計画に排ガスの性状について達成することとした数値が定められている場合における当該数値に適合させることができるものであること。

(2) 排ガスを排出する煙突、ダクト等の煙道には、排ガスの流れが比較的均一に整流され、作業

を安全かつ容易に行うことができる場所に、排ガスを採取して測定するための測定口等を設けること。

## 第5 積替・保管施設

積替・保管施設の構造の基準は、法、政令及び省令に定める産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準その他の規定によるほか、次のとおりとする。

### 1 囲い等

- (1) 施設の立地、構造上、みだりに人が施設に立ち入るのを防止する必要があるときは、施設の周囲に囲いを設けるとともに、囲いに設ける出入口は、施錠可能な門扉その他の人がみだりに立ち入ることができないような構造物にすること。
- (2) 囲い等は、耐久性、防音性及び防火性を備えたものにするとともに、美観に配慮すること。

### 2 立札等

- (1) 施設の出入口に、産業廃棄物の処理施設であることを表示する立札又は看板若しくは壁面埋込板を設けること。
- (2) 立札等の材質及び表示の方法は、別図3の例によること。

### 3 管理施設

搬入及び搬出する産業廃棄物の管理、施設の維持管理等を行うため、事業場内その他の適切な場所に、必要な設備等を備えた施設を設けること。

### 4 排水処理設備

産業廃棄物の保管によって生じる排水（施設を設置している敷地内の雨水を含む。）があり、生活環境の保全上必要と認められるときは、当該排水を処理するための処理設備等を次により設けること。

- (1) 処理する排水の水量及び水質の変動に対応できるものとする。
- (2) 高度処理方式の導入や設備の増設が予定される場合は、それらの設備の設置場所を確保しておくこと。
- (3) 処理設備から放流先の河川等までの流路を、放流に支障のない構造とすること。
- (4) 放流水の水質を次の基準に適合させることができるものであること。

ア 放流先が公共用水域であるときは、排水基準を定める省令別表第一の上欄に掲げる種類ごとに同表の下欄に掲げる許容限度

イ 放流先が公共下水道であるときは、下水道法及び広島市下水道条例に定める排除基準

### 5 消火設備

可燃性の産業廃棄物を取り扱う場合は、消火器、貯水槽、散水器その他の消火設備を設けること。

### 6 洗車設備

周辺的生活環境の保全上必要と認められるときは、運搬車両に付着した泥等を洗い落とすことができる設備を設けること。

### 7 腐食の防止措置

保管する産業廃棄物による施設等の腐食を防止するために、有効な腐食防止措置を講ずること。

### 8 飛散、流出及び地下浸透の防止措置

産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透の防止のため、液状又は泥状の産業廃棄物若しくは有害

物質等を含む産業廃棄物を取り扱う施設にあつては、施設及び施設が設置される床又は地盤面を、不透水性で、かつ、廃油、廃酸、廃アルカリ及び有害物質等が浸透しない材料で築造し、又は被覆するとともに、事故時における廃棄物の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を設けること。

#### 9 粉じんの防止措置

産業廃棄物の積替え、保管、有価物の拾集等により粉じんが発生するおそれのある場合には、粉じんの周辺への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等を設けること。

#### 10 保管場所の囲い

産業廃棄物の種類ごと又は処分先若しくは処分方法ごとに保管できるように、保管場所の囲いを設けること。

#### 11 屋内構造

有機性の産業廃棄物（有機物が混入し、又は付着した産業廃棄物を含む。）又は特別管理産業廃棄物を取り扱う施設にあつては、上屋を設け、又は屋内構造とすること。

#### 附 則

この基準は、平成10年6月17日から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成15年12月1日から適用する。

#### 附 則

この指針は、平成21年4月1日から適用する。

#### 附 則

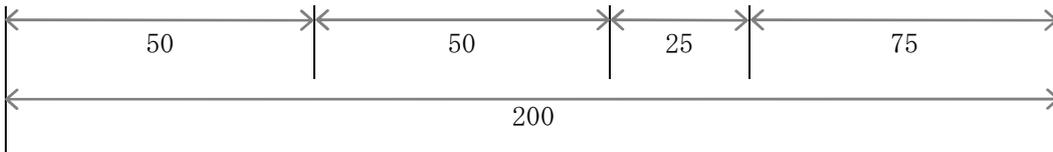
この指針は、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則

この指針は、平成28年1月26日から適用する。

別図1 中間処理施設の立札等（第4-2関係）

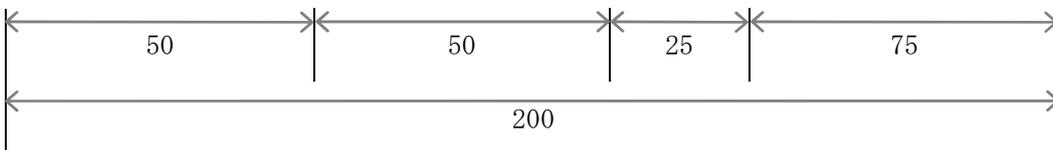
産業廃棄物の中間処理施設			
産業廃棄物の種類			
処分の方法			
管理者名		連絡先	



- (注) 1 寸法の単位は、センチメートルとする。  
 2 材質は、耐水性のもので十分な強度があること。  
 3 表示は、白地に黒色の文字等で行うこと。

別図2 保管場所の立札等（第4-2関係）

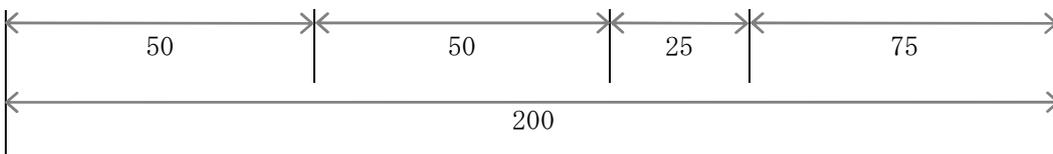
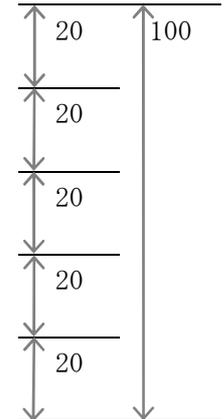
産業廃棄物の保管場所（処分業）			
産業廃棄物の種類			
保管の高さ（最高）			
保管の数量			
管理者名		連絡先	



- (注) 1 寸法の単位は、センチメートルとする。  
 2 材質は、耐水性のもので十分な強度があること。  
 3 表示は、白地に黒色の文字等で行うこと。  
 4 図は100センチメートル×200センチメートルの例（保管場所の規則上の掲示板の大きさは、縦及び横それぞれ60センチメートル以上となっており、設置箇所の状況に応じて作成すること。）

別図3 保管場所の立札等（第5-2関係）

産業廃棄物の保管場所（収集運搬業）			
産業廃棄物の種類			
保管の高さ（最高）			
保管の数量			
管理者名		連絡先	



- (注) 1 寸法の単位は、センチメートルとする。  
 2 材質は、耐水性のもので十分な強度があること。  
 3 表示は、白地に黒色の文字等で行うこと。  
 4 図は100センチメートル×200センチメートルの例（保管場所の規則上の掲示板の大きさは、縦及び横それぞれ60センチメートル以上となっており、設置箇所の状況に応じて作成すること。）

別図4 保有水等集排水設備の配置（第3の3-2関係）

